

情報公開制度をめぐる諸課題について

1 情報公開請求への対応

(1) 公開非公開の判断基準

個人情報開示制度との整合性確保

(2) 審査基準の整備

判断基準について庁外に明示する必要

(3) 公開の実施方法の見直し

長く見直しされていない

当面の課題：電磁的記録から紙媒体へのカラー出力、文書スキャンによる電子化、電子メール交付

(4) 公開費用の見直し

コピー代、媒体代←→国の考えと合わない（人件費含む）

紙文書の電子化を行うと、紙で開示するときとデータで開示するときの費用がアンバランス

新潟市情報公開条例（昭和61年10月14日条例第43号）

最終改正:令和5年3月29日条例第6号

改正内容:令和5年3月29日条例第6号

○新潟市情報公開条例

昭和61年10月14日条例第43号

改正

平成9年3月29日条例第2号
平成10年3月26日条例第4号
平成11年12月21日条例第34号
平成13年3月30日条例第4号
平成18年12月21日条例第138号
平成19年6月29日条例第52号
平成19年12月18日条例第80号
平成25年7月1日条例第34号
平成28年3月18日条例第10号
令和3年3月26日条例第4号
令和5年3月29日条例第6号

新潟市情報公開条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 行政文書の公開(第5条—第14条)
- 第3章 情報公開の総合的推進(第15条—第18条)
- 第4章 雑則(第19条・第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の知る権利を具体化するものとしての行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めることにより、市が保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責任が果たされるよう努め、もつて公正で民主的な開かれた市政を推進し、信頼と協調に基づく市民参加の都市づくりの進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 新聞、雑誌、書籍等一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの

(2) 新潟市公文書管理条例(令和3年新潟市条例第3号。以下「公文書条例」という。)第2条第4項に規定する特定歴史公文書

(3) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、議会及び新潟市土地開発公社(以下「公社」という。)をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、当該実施機関の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、この条例に定める情報公開制度の利用者の利便に配慮しなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の規定により行政文書の公開を受けたものは、その情報を第1条の目的に則して適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の公開

(行政文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、行政文書の公開を請求することができる。

(実施機関の公開義務)

第6条 実施機関は、行政文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつた場合は、公開請求に係る行政文書に次に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)が記録されているときを除き、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例の規定により何人でも閲覧できるとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報及び慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。))の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名(当該公務員の利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、実施機関があらかじめ新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(以下「審議会」という。))の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するものを除く。)

オ 市の機関(公社を含む。以下この条において同じ。))が実施する事務事業であつて予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公にすることが必要であり、かつ、公にしても個人の利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するもの

(2)の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。))又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供された情報であつて、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防その他の公共の安全並びに秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

(5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。))の機関における審議、調査、検討等に関して作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、市民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

(6) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、公社又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ

カ その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

(公益上の理由による裁量的公開)

第6条の2 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報(前条第1号に該当する情報を除く。))が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第6条の3 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(情報の一部公開等)

第7条 実施機関は、行政文書が第6条各号に規定する情報を記録した部分とその他の部分とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、行政文書の公開を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、その他の部分に記録された情報を公開しなければならない。

2 実施機関は、第6条各号に規定する情報であつても、期間の経過により同条各号のいずれにも該当しなくなつたときは、当該行政文書を公開しなければならない。

(公開請求の方法)

第8条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対して実施機関が別に定める請求書を提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から14日以内に、当該公開請求に係る行政文書を公開するかどうかの決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。ただし、第8条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、延長後の期間及び延長の理由を、公開請求者に速やかに書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する決定をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を公開請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開しないことと決定したときは、その内容を記載（非公開の理由がなくなる期日を明示できるときはその期日を付記）した書面により、前項に規定する通知をしなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第9条の2 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から44日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの部分の行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）本条を適用する旨及びその理由

（2）残りの部分の行政文書について公開決定等をする期限

2 実施機関は、前項の規定により決定期限を延長したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第9条の3 公開請求に係る行政文書に次に掲げる者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は公開決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

（1）市及び公社

（2）国等

（3）公開請求者

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定により、行政文書を公開することとする決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該各号の第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1）第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第6条第2号ウ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2）第三者に関する情報が記録されている行政文書を第6条の2の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施及び方法）

第10条 実施機関は、公開決定したときは、公開請求者に対し、速やかに当該行政文書を公開しなければならない。

2 行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則に定める方法により行う。

3 実施機関は、行政文書の保存のため必要があるとき、第7条第1項に規定する公開をするとき、その他正当な理由があるときは、当該行政文書の写しにより公開することができる。

（費用負担）

第11条 この条例の規定に基づき行政文書（前条第3項の行政文書の写しを含む。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求があつた場合の措置）

第12条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつた場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市公文書公開等審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

（1）当該審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第13条 削除

（公開の実施状況の公表）

第14条 市長は、毎年度この条例による行政文書の公開の実施状況を取りまとめて、公表するものとする。

第3章 情報公開の総合的推進

（情報の提供及び公表）

第15条 市は、市民の必要とする情報を的確に把握して、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の提供及び公表のための施策の充実に努めなければならない。この場合において、市が作成する計画の中間段階における案その他政策形成過程にある情報について、積極的に市民に対して提供し、又は公表するよう配慮するものとする。

2 実施機関は、公開請求のあつた行政文書について、これを公開することが通例となつている場合等で、市民の利便の向上に資すると認められるときは、当該行政文書を公表するよう努めるものとする。

（会議の公開）

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）法令又は他の条例により会議が非公開とされている場合

（2）会議において第6条各号に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

（3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（出資法人の情報公開）

第17条 出資法人(公文書条例第26条第1項に規定する出資法人をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人が保有する文書であつて実施機関が保有していないものに関し、閲覧、写しの交付等を求められたときは、当該出資法人に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前項の規定により出資法人に対して提出を求める文書の範囲その他必要な事項については、実施機関が定める。
(指定管理者の情報公開)

第18条 指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書であつて自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であつて実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等を求められたときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の公開及び提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。

第4章 雑則

(適用除外)

第19条 法令又は他の条例の規定により情報の公開の手続きが定められている行政文書については、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この条例は、次に掲げる公文書に記録された情報について適用する。

(1) この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) この条例の施行の前日に作成し、又は取得した公文書で、その目録が整備されたもの

附 則(平成9年条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟市情報公開条例の規定は、平成10年4月1日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書に適用する。

附 則(平成11年条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第138号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「公平委員会」を「人事委員会」に改める部分に限る。)は、平成19年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の新潟市情報公開条例の規定により、公平委員会がした処分、手続その他の行為で、この条例の施行(前項ただし書の規定による施行をいう。)の際現に効力を有するものは、施行の日以後においては、改正後の新潟市情報公開条例の規定により人事委員会がした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行(附則第1項本文の規定による施行をいう。)の際現に改正前の新潟市情報公開条例によりされた公開請求に対して公開決定等をする期限は、改正後の第9条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年条例第52号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第80号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てであつて、この条例の施行前にされた処分又は不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第3条及び第7条の規定 令和3年4月1日

(2) 第2条、第5条及び第9条の規定 新潟市文書館条例(令和3年新潟市条例第5号)の施行の日

(3) 第6条の規定 令和4年4月1日

(新潟市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行(第1項各号に掲げる規定にあっては、当該規定をいう。次項において同じ。)の施行の際現に改正前の新潟市情報公開条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の新潟市情報公開条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和5年3月29日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
